

2020年(令和2年)改正資金決済法の施行について

執筆者： 弁護士 日比 慎

April 2021

In brief

2025年に40%のキャッシュレス化達成を目標として政府が普及を図る中、決済に関する法令の改正が行われています。決済に関する法制のうち比較的小額の資金の送金サービス及び前払いの決済サービス等を規制する資金決済に関する法律(資金決済法)の改正が2020年6月5日に成立し、2021年5月1日より改正法が施行されます。

今回のニュースレターでは、改正後の資金決済法、その政府令及び事務ガイドラインについて概観します。

In detail

1. 資金決済法に関する改正動向

政府が2025年に40%のキャッシュレス化達成を目標とし普及を図る中、決済分野での新規ビジネスの拡大が進んでいます。金融庁は、2019年12月20日に公表された金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告に基づき、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案を通常国会に提出(2020年3月6日)し、同法案は同年6月5日に成立しました¹。同法による改正後の資金決済法(以下、「改正後資金決済法」といいます。)施行のため、関係する政令・内閣府令及び事務ガイドラインの改正案が同年12月25日に公表され、パブリックコメントを経て2021年3月19日に公布されています。改正後資金決済法及び政令・内閣府令等は、本年5月1日から施行、適用されることとなります。

2. 資金移動業

改正後資金決済法では、資金移動業の規制の柔構造化が図られるとともに、履行保証金の供託等の手続の見直し、滞留規制の導入といった整備がなされています。改正前の資金決済法では送金額に応じた規制とはされていませんでしたが、改正後資金決済法では、送金額に応じて、100万円を超える高額送金を扱う事業者(第一種資金移動業)、100万円以下の送金を扱う事業者(第二種資金移動業)及び5万円以下の少額送金のみを扱う事業者(第三種資金移動業)の3類型に区分され、送金額に応じた規制が課されることになります。

(1) 第一種資金移動業

第一種資金移動業は、従来の資金移動業者の送金上限額(1件当たり100万円)を超える金額の送金に利用者のニーズが一定程度存在すること(海外送金、高額商品・サービス、企業間決済等)

¹ なお、同法により、金融サービス仲介業を創設する金融商品販売法等の改正も行われています。金融サービス仲介業に関連する政令・内閣府令等につきましては、別途ニュースレターにて紹介します。

から、新たに設けられた類型であり、上限額の限定なく為替取引を取り扱うことが可能とされます（改正後資金決済法 36 条の 2、改正後の資金決済法施行令 12 条の 2 第 1 項、第 2 項）。なお、第一種資金移動業を営む資金移動業者は、100 万円以下の為替取引についても扱うことが認められますが、第一種資金移動業のアカウントを利用して送金サービスを行う限り、100 万円以下の為替取引についても第一種資金移動業に課される規制が適用されることとなります。

第一種資金移動業については、資金移動業の登録に加えて、業務実施計画を定め、認可を受けることが要求されます（改正後資金決済法 40 条の 2 第 1 項）。業務実施計画においては、為替取引の上限額（設定する場合）、為替取引に使用するシステムの管理方法、為替取引業務の提供方法、為替取引業務による資金移動が生じる国・地域、AML/CFT の体制、滞留規制の遵守のための体制等について記載する必要があります（同項 1 号、2 号及び 3 号並びに改正後の資金移動業者に関する内閣府令 9 条の 3）。

第一種資金移動業を営む資金移動業者は、具体的な送金指図を伴わない利用者資金の受入れが禁止されるとともに、運用・技術上必要な期間を超える利用者資金の滞留が認められません（滞留規制、改正後資金決済法 51 条の 2）。送金指図に関しては、移動する資金の額、資金の移動日及び資金の移動先（改正後の資金移動業者に関する内閣府令 32 条の 2 第 1 項）について明示されることが必要となります。また、利用者資金の滞留については、「資金の移動に関する事務を処理するため必要な期間（利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動する場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。）」（改正後の資金移動業者に関する内閣府令第 32 条の 2 第 2 項）内に限られることとなります。この期間は、具体的には、AML/CFT 対応上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡といった為替取引の事務処理に最低限必要な期間を考慮し、合理的に算定した期間を指すものとされています（改正後の資金移動業者関係事務ガイドライン²III-1-1-1(1)(2)（注 3））。

なお、第一種資金移動業については、銀行と同様の高額送金が認められることとなります（預金保険により決済途上の資金が全額保護される銀行とは異なり、破綻時には決済途上の資金の保護は図られないため、利用者資金の受入れから保全までのタイムラグの短期化が図られます）。各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から 2 営業日以内において資金移動業者が定める期間内に供託等することになります（改正後資金決済法 43 条 1 項 1 号、改正後の資金移動業者に関する内閣府令 11 条 1 項）。

（2）第二種資金移動業

第二種資金移動業は、100 万円以下の為替取引のみを扱う資金移動業であり、改正前の資金移動業者に対応する類型となります（改正後資金決済法 36 条の 2 第 2 項、改正後の資金決済法施行令 12 条の 2 第 1 項）。

ただし、改正前において、利用者資金の滞留が一部の業者に見られたことから、新たに資金の滞留規制が課されており（改正後資金決済法 51 条）、この点において、改正前よりも規制が強化されています。

第二種資金移動業に課される滞留規制ですが、利用者 1 人当たりの受入額が 100 万円を超えている場合に利用者資金と為替取引との関連性の確認を行う体制を整備することが求められます（改正後資金決済法 51 条、改正後の資金移動業者に関する内閣府令 30 条の 2 第 1 項）。利用者資金と為替取引との関連性の判断に際しては、利用者ごとに受入額、受入期間、送金実績、利用目的を総合考慮することが求められます（改正後の資金移動業者関係事務ガイドライン IV-1-1）。為替取引利用の蓋然性が低いと判断した場合には、利用者の銀行口座に、為替取引に利用される蓋然性が低いと判断した金額を振り込むといった措置が必要となります。

履行保証金の供託として、第二種資金移動業を営む資金移動業者は、1 週間以内で資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第二種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上

² 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）

の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日(基準日)から3営業日以内において資金移動業者が定める期間内に供託等することになります(改正後資金決済法43条1項1号、改正後の資金移動業者に関する内閣府令11条2項)。

(3) 第三種資金移動業

第三種資金移動業については、5万円以下の少額の為替取引のみを扱う事業者として、現行の規制を緩和する類型となります(改正後資金決済法36条の2第3項、改正後の資金決済法施行令12条の2第2項)。参入規制やAML/CFT対応の点については既存の資金移動業者と同等の規制が課されますが、利用者資金の保全方法として、自己の財産と分別した預貯金での管理が認められることとなり(改正後資金決済法45条の2第1項)、資金繰り負担の改善とコスト低下につながることが期待されています。なお、預貯金による利用者資金の管理を行う場合には、公認会計士等の外部監査を受けることが求められます(改正後資金決済法45条の2第2項、53条3項)。

第三種資金移動業に課される滞留規制ですが、利用者1人当たりの受入額が5万円を超えてはならないものとされます(改正後資金決済法51条の3、改正後資金決済法施行令17条の2)。そして、1件当たりの送金額及び利用者1人あたりの受入額の上限のいずれも5万円以下とするため、上限額を超える為替取引に関する業務を行わないようとする措置が求められます(改正後の資金移動業者関係事務ガイドラインV-1)。

履行保証金の供託として、第三種資金移動業を営む資金移動業者は、1週間以内で資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第三種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日(基準日)から3営業日以内において資金移動業者が定める期間内に供託等することになります(改正後資金決済法43条1項1号、改正後の資金移動業者に関する内閣府令11条2項)。

3. 前払式支払手段

前払式支払手段については、金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」にて、譲渡可能な前払式支払手段に関するサービスに対する規制の必要性が議論されました。これを受け、改正後資金決済法では、前払式支払手段の不適切な利用を防止するための措置等(改正後資金決済法13条3項、改正後の前払式支払手段に関する内閣府令23条の3)を講じることが求められています。具体的には、改正後の前払支払手段発行者関係事務ガイドライン³にて、チャージ残高を他者に譲渡することで支払手段の移転が可能な前払式支払手段に対して、1回または1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限設定について実需に応じた合理的なものとすること、一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど不自然な取引を検知する体制を整備すること、不自然な取引を行っている者に対し、その利用をいったん停止する等の対応、原因取引の主体や内容等について必要な確認を行うことなどが求められます(改正後の前払支払手段発行者関係事務ガイドラインII-2-6)。

また、利用者に対する情報提供義務として、利用者資金の保全方法(発行保証金の供託等)の趣旨、還付の権利の内容、発行者の保全方法(発行保証金の供託、保全契約、信託契約の別等)に関する情報を提供することが求められます(改正後資金決済法13条3項、改正後の前払式支払手段に関する内閣府令23条の2)。

4. 収納代行・代金引換等

収納代行・代金引換等のサービスについては、債権者が事業者や国・地方公共団体であり、債務者が二重払いのリスクを負わない契約形態のものは、従来どおり資金移動業としての規制を受けないこととされました。一方、以前存在したいわゆる割り勘アプリのように収納代行と称しているもの

³ 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係5 前払支払手段発行者関係)

の、実質的には一般利用者間の為替取引サービスであるものについては、為替取引として、資金移動業の規制対象となることを明確化する改正がなされています(改正後資金決済法 2 条の 2)。

具体的な要件は、改正後の資金移動業者に関する内閣府令第 1 条の 2 にて定められ、受取人が個人である場合であり、かつ、①収納代行業者が弁済として資金を受け入れた時までに債務が消滅しないもの(二重払いのリスクがあるもの)、または②割り勘アプリのように連帯債務者の 1 人としてする弁済等によってする金銭債権に係る債務者に対する信用の供与をしたことによって生じた債権の回収のために資金を移動させるものについては、為替取引に当たるものとされています。更に、①、②に当たらない場合も、③として、いわゆるエスクローサービスの提供目的であるものやフリマアプリのようなプラットフォームの場合のいずれにも該当しないときは、為替取引に該当するものとされます。

The takeaway

本ニュースレターでは、2021 年 5 月 1 日から施行、適用される資金決済法、同法施行令、各内閣府令及び事務ガイドラインについて概略を説明しました。第一種資金移動業の創設により、銀行免許を受けることなく、企業間の決済をはじめとした高額の送金サービスの提供が可能となるなど、新たなビジネスも見込まれます。一方、既存の資金移動業者(第二種資金移動業を営む資金移動業者)については、実質的に規制強化が図られますので、新たな規制への対応等を行う必要が生じます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001(代表)

www.pwc.com/jp/legal

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロジェクトタックスサービス(税務アドバイス、事前紹介支援、税務調査対応、争訟に行くか否かの判断の支援、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,600 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士

日比 慎

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2021 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーフームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーフームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーフームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。